

都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度について

令和3年10月

担当 日本医師会事務局 医賠償対策課

1. 制度の概要（日本医療機能評価機構を団体契約者とする労働災害総合保険）

(1) 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の目的

◆医療従事者の安心

医療従事者が、安心して医療に従事できるように、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した医療従事者を支援し、その家族の経済的負担を補償する。

◆医療従事者の確保

治療にあたる医療従事者が自らの感染だけでなく、家族を含めた偏見や風評被害といったストレスが多い中で、本制度による支援を行うことにより、医療従事者の確保を支援する。

◆医療提供体制の維持

新型コロナ感染症対策における経費増、患者数の減少等の状況下で、国の補助や医療団体の寄付金を活用し事業主の負担を軽減することにより医療提供体制の維持を図る。

(2) 補償対象

政府労災保険等に加入している医療機関の従業員 ※公務員災害補償法等の対象とする公務員も補償対象

【加入できる医療機関】

日本国内の病院、診療所（歯科診療所を含む）、助産所、訪問看護ステーション、介護医療院

(3) 補償内容（医療従事者1名あたり）※令和2年度制度

新型コロナウイルスに感染し、4日以上休業した場合に**20万円**、死亡した場合に**500万円**を給付

※政府労災保険等の給付が決定した場合に保険金を支払う。休業日数の認定は政府労災保険等における決定に従う。

(4) 実質的な保険料負担額

年間保険料
1,000円

医療機関の区分	医療資格者等	左記以外
新型コロナウイルス感染症対応医療機関	無料 ※国の補助金と医療団体の寄付金充当	1,000円
上記以外の医療機関	500円 ※医療団体の寄付金充当	2 1,000円 8

2. 令和2年度制度の状況

(1) 加入施設・加入者数

令和2年度募集（令和2年12月～令和3年3月開始分）の結果、**17,137**施設、**1,149,543**名の加入

医療機関の区分	施設数	医療資格者	左記以外	合計
新型コロナウイルス感染症対応医療機関	6,871	834,990名	113,274名	948,264名
上記以外の医療機関	10,266	142,433名	58,846名	201,279名
合計	17,137	977,423名	172,120名	1,149,543名

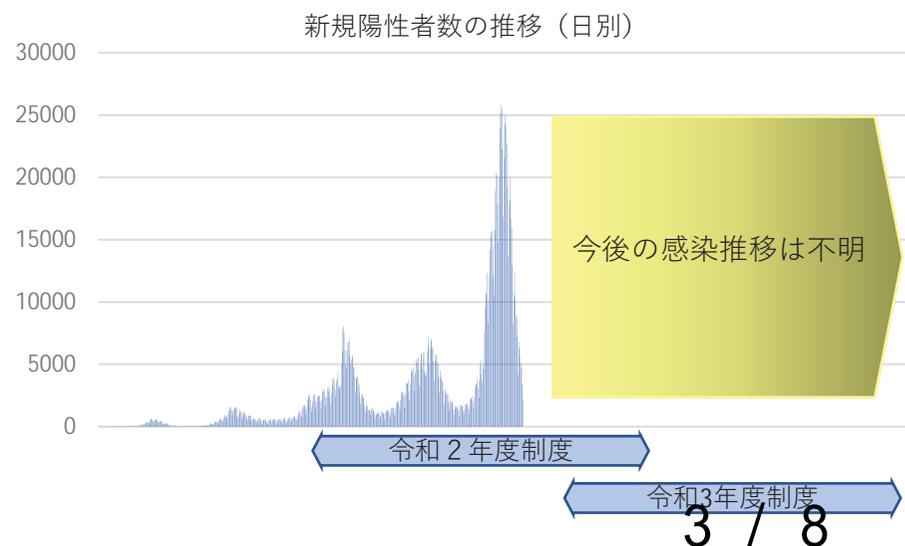
(2) 医療団体からの寄付金・公費補助

日本医師会（3億円）、日本看護協会（2億円）の寄付金からの補助により、**17,137**施設・**977,423**名の医療資格者に対する掛け金支援が実現。

(3) 補償給付の状況 10月18日現在

	請求件数	（参考）労災保険請求件数 （医療業）	
		医療従事者	医療従事者以外
休業補償	1,370	8,693	705
死亡補償	0	8	0

※労災保険請求件数には「療養給付」件数も含まれる



3. 令和3年度制度の内容

(1) 加入対象医療施設

継続を希望する医療機関（17,137施設） + 新たに加入を希望する医療機関

(2) 補償内容（補償の拡大）

【令和2年度制度】

- ① 死亡補償一時金： **500**万円
- ② 休業補償一時金（4日以上休業）： **20**万円

※感染症の範囲：新型コロナウイルス感染症
 ※②は労災（休業給付）認定が要件



【令和3年度制度】

- ① 死亡補償一時金： **500**万円
- ② 休業補償一時金（4日以上休業）： **30万円**

※感染症の範囲：**新型コロナウイルス感染症 + 1類～3類感染症、指定感染症**
 ※②は**労災（療養給付or休業給付）**認定が要件

【改定のポイント】

- ① **休業補償一時金の増額**
20万円→30万円へと増額
- ② **補償対象となる感染症の範囲拡大**
新型コロナ感染症→新型コロナ感染症 + 1類～3類感染症 + 指定感染症(未知の感染症への備え)
- ③ **より早いタイミングでの保険金請求を実現**
労災（休業給付）認定時点で請求可能→労災（療養給付or休業給付）認定時点で請求可能

(3) 実質的な保険料負担額（変更なし）

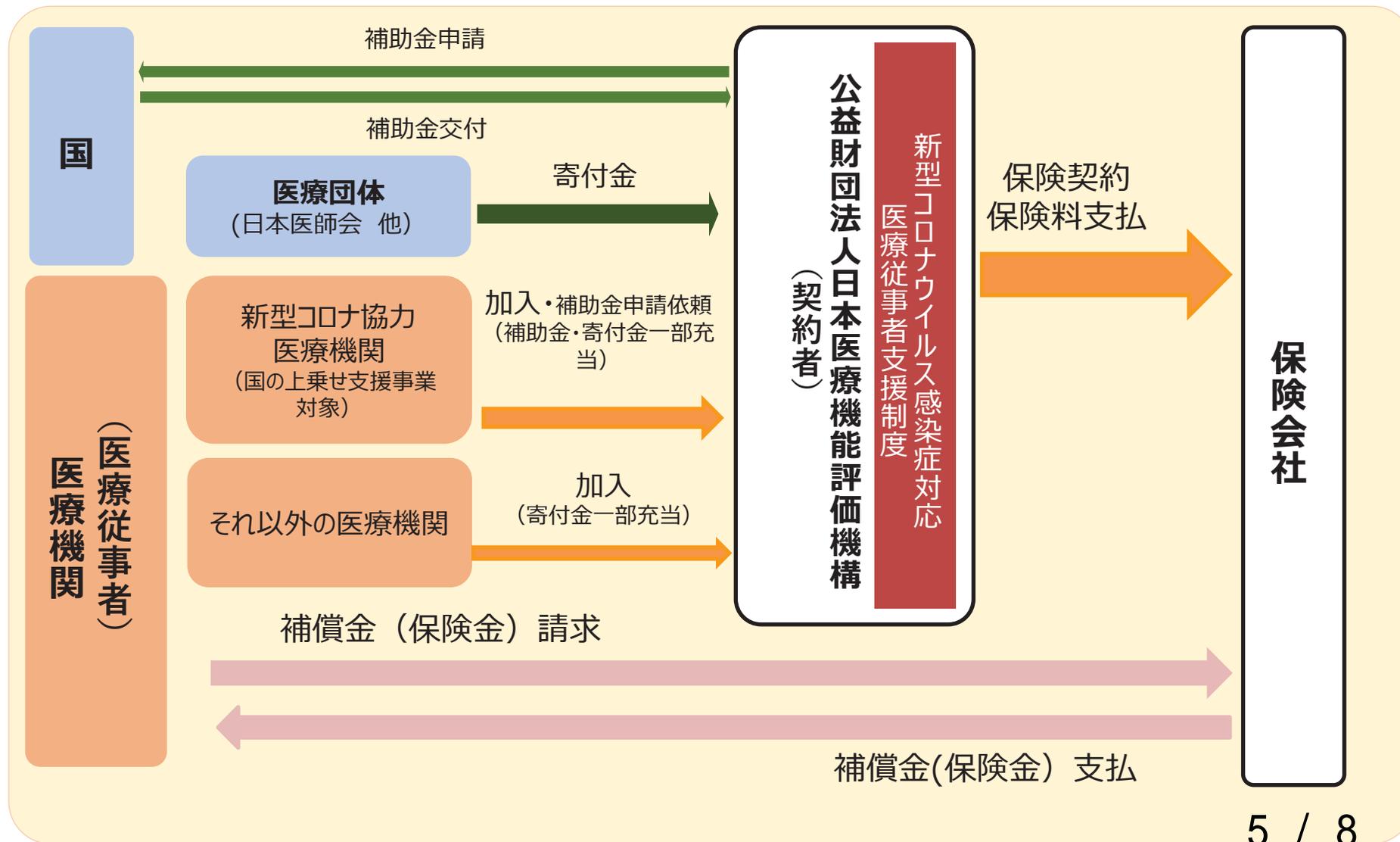
年間保険料
1,000円

医療機関の区分	医療資格者等	左記以外
新型コロナウイルス感染症対応医療機関	無料 ※国の補助金と医療団体の寄付金充当	1,000円
上記以外の医療機関	500円 ※医療団体の寄付金充当	1,000円

(4) 保険期間（補償期間） 令和3年12月1日から令和4年3月1日の各保険始期以降1年間

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の枠組み

医療機関は、制度運営機関を契約者とする保険に加入し、国の補助金や医療団体からの寄付金を利用することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行うことができます。



医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関等への補助

(令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金)

事業目的

国による直接執行

- 新型コロナへの対応を行う医療機関等において、勤務する医療資格者等が感染した際の労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助することにより、医療資格者等の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関等の運営の安定を図る。

※「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」による補助を受けた医療機関等は、同じ保険契約に重複して補助を受けることはできませんが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、新たに契約を締結し、契約の始期がある保険契約の年間の保険料について本補助金の申請が可能。

事業内容

〔対象医療機関等〕 都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次の保険医療機関等

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、診療・検査医療機関(仮称)
- ③ 宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等 (③の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等)
- ④ 地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等 (④の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者等)

※ 医療機関の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能。

〔対象者〕 勤務する医療資格者等

〔補助基準額〕 年間の保険料の一部 (2分の1)、1人あたり1,000円を上限

〔対象となる労災給付上乗せ補償保険〕

以下のアを満たす民間保険 (ア及びイを満たすものを含む。)

※ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるもの。

ア 休業補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険

イ 死亡補償又は障害補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険



新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度

医療従事者支援制度とは

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者は、自身が感染する、感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖の中、患者の治療に従事されています。医療従事者支援制度は、医療現場の最前線で働く医療従事者が安心して働けるよう、そして医療提供体制をしっかりと維持していただけるよう創設された制度です。



加入できる
医療機関

日本国内の病院、診療所(歯科診療所を含む)、助産所、訪問看護ステーション、介護医療院
病院、診療所については保険医療機関のみご加入いただけます。

補償対象

政府労災保険等に加入している医療機関の従業員

職員100名以下の医療法人の代表者・役員、個人事業主は政府労災保険の特別加入者となることにより補償の対象となります。公務員災害補償法等の対象とする公務員も補償対象となります。(国家公務員を除く)

本制度への加入に当たっては、「すべての医療従事者を補償対象とする」、「医療資格者と診療報酬で評価の対象となる看護補助者等に補償対象を限定する」のいずれかを選択することができます。

補償内容(医療従事者1名あたり)

今年度の改定ポイント

新型コロナウイルス感染症等^{*1)}の罹患により4日以上休業した場合^{*2)}…… **30**万円を給付

今年度の改定ポイント

新型コロナウイルス感染症等^{*1)}の罹患により死亡した場合^{*3)}…… **500**万円を給付

(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または同法6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症を含みます。

今年度の改定ポイント

(*2) 政府労災保険等の給付(療養給付or休業補償給付)が決定され、4日以上休業された場合に保険金をお支払いします。

(*3) 政府労災保険等の給付(遺族補償給付)が決定された場合に保険金をお支払いします。

実質的な保険料負担額 国、医療団体からの補助適用後

年間保険料(医療従事者1名あたり)1,000円

被保険者 \ 被用者	医療資格者等 ^(*)	左記以外
新型コロナウイルス感染症対応 医療機関 ^(*)	無料 国と医療団体の補助金充当	1,000円
上記以外の医療機関	500円 医療団体の補助金充当	1,000円

(*) 「新型コロナウイルス感染症対応医療機関」、「医療資格者等」の定義はWEBページをご確認ください。

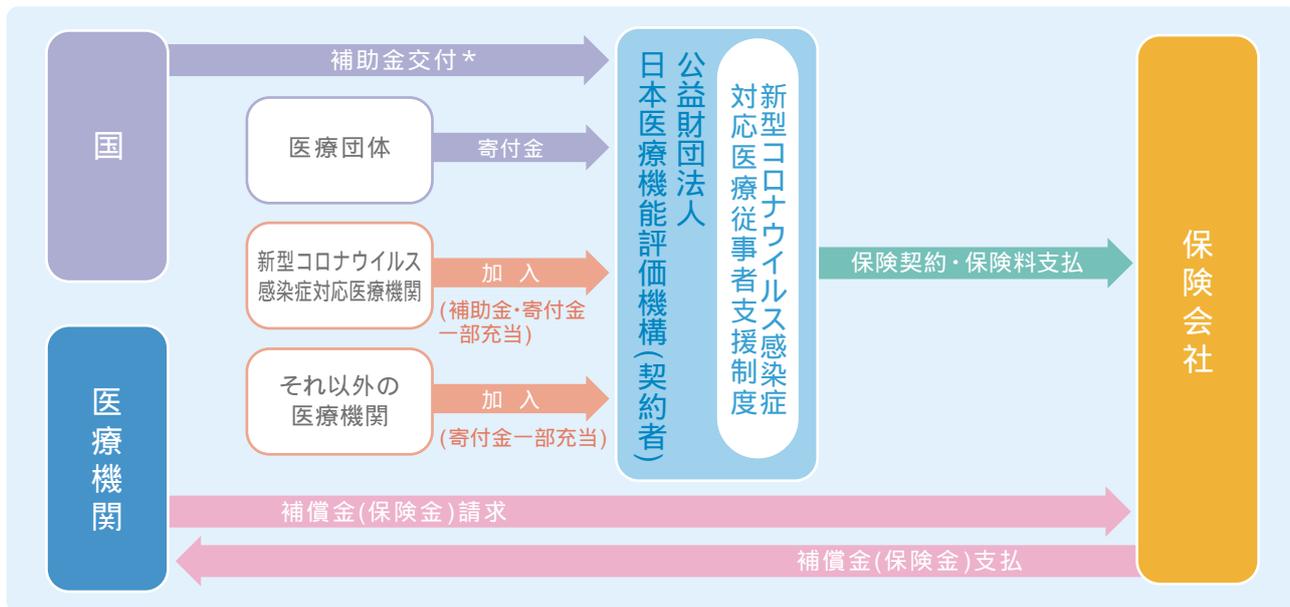
1 本制度は「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」の対象であり、制度に加入される新型コロナウイルス感染症対応医療機関の医療資格者等については、保険料の一部が国から助成されます。

2 上記に加え、本制度の保険料の一部には医療団体からの補助がございます。補助金の対象、補助金額の詳細、自院の保険料負担額につきましては、裏面に記載のWEBページよりご確認ください。



新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の枠組み

医療機関は、(公益)日本医療機能評価機構を契約者とする保険に加入することで、国からの補助金や医療団体からの寄付金を活用し、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し政府労災等の認定を受けた場合に休業補償を、また万一死亡した場合には死亡補償を医療機関(被保険者)が行うことにより被る損害に対して保険金を受けることができます。なお、保険金は全額、その医療従事者(被用者)またはその遺族にお支払いいただけます。



*補助金交付については契約者が代理申請を行います。

加入例



職員数	300名 (医療資格者210名、医療資格者以外90名)
年間保険料	300,000円 (300名×1,000円)
国からの補助金	105,000円 (210名×500円)
医療団体からの寄付金	105,000円 (210名×500円)

A病院の実質的な負担

$$300,000円 - 105,000円 - 105,000円 = 90,000円$$

本制度への加入に当たっては、「すべての医療従事者を補償対象とする」、「医療資格者と診療報酬で評価の対象となる看護補助者等に補償対象を限定する」のいずれかを選択することができます。

新規申込みスケジュール 更新のお手続きは下記スケジュールと異なります。

募集期間	保険期間	保険料支払い期日
2021/10/15 ~ 2021/11/15	2021/12/1 ~ 2022/12/1	2021/12/10
2021/11/16 ~ 2021/12/15	2022/1/1 ~ 2023/1/1	2022/1/14
2021/12/16 ~ 2022/1/11	2022/2/1 ~ 2023/2/1	2022/1/31
2022/1/12 ~ 2022/2/7	2022/3/1 ~ 2023/3/1	2022/2/14

申し込み方法

補助金の対象・詳細・保険料の負担額やお申込みはコチラ

制度の詳細のご確認、申し込みについては、右のQRコードまたは下記URLより特設サイトにアクセスいただき、お手続きをお願いいたします。

<https://jcqhc.or.jp/w-comp/>

特設サイトは10月15日(金)開設予定です。

医療従事者支援制度

検索



このチラシは、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度(労働災害総合保険)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は上記特設サイトをご覧ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら下記のコールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

【東京海上日動火災保険株式会社
医療・福祉法人部 コールセンター】

10/15(金)受付開始予定

☎ 0120-370-540

平日10:00~17:00
(土日祝除く)

10/15(金)受付開始予定

✉ shien2020@tmnf.jp

メールでのお問い合わせの際は、お名前、ご連絡先、お問い合わせ内容を記載願います。

引受保険会社

(幹事)
東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

三井住友海上火災保険株式会社